## 障害程度等級表

級	別	呼吸器機能障害
1	級	呼吸器の機能障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの
2	級	
3	級	呼吸器の機能障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4	級	呼吸器の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

## 身体障害認定基準(呼吸器機能障害)

呼吸器の機能障害の程度についての判定は、予測肺活量 1 秒率(以下「指数」という。)、動脈血ガス及び医師の臨床所見によるものとする。指数とは 1 秒量(最大吸気位から最大努力下呼出の最初の 1 秒間の呼気量)の予測肺活量(性別、年齢、身長の組合せで正常ならば当然あると予測される肺活量の値)に対する百分率である。

- (1) 等級表 1 級に該当する障害は、呼吸困難が強いため歩行がほとんどできないもの、呼吸障害のため指数の測定ができないもの、指数が 20 以下のもの、又は動脈血O 2 分圧が 50Torr 以下のものをいう。
- (2) **等級表 3 級に該当する障害**は、指数が **20 を超え 30 以下**のもの、若しくは動脈血〇 2分圧が **50Torr を超え 60Torr 以下**のもの、又はこれに準ずるものをいう。
- (3) **等級表 4 級に該当する障害**は、指数が **30 を超え 40 以下**のもの、若しくは動脈血O 2分圧が **60Torr を超え 70Torr 以下**のもの、又はこれに準ずるものをいう。